# 株式会社 アンビ・ア アンビアツアーズ 「募集型企画旅行ご旅行条件書」

1. 本旅行条件音の意識 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5 に定める契約書面の一部となります

#### 2. 企画旅行契約

(1)この旅行は、株式会社アンビ・ア(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、 この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます) を締結することになります

(2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることが できるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。 (3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット又は企画書、本旅行条件書、出発前にお渡しす

る最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)及び当社旅行業 約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期 (1)①当社②旅行業法で規定された「受託旅行業者の営業所」にて(以下①②を併せて「当 社ら」といいます)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、パンフレット又は企 画書に記載した申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いい ただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾 し、申込金を受領したときに成立するものといたします。

特に記載のない場合は、下記のお申込金を添えてお申し込みいただきます。

旅行代金(お一人様)	申込金(お一人様)
30,000円未満	6,000円~旅行代金まで
60,000円未満	12,000円~旅行代金まで
100,000円未満	20,000円~旅行代金まで
150,000円未満	30,000円~旅行代金まで
150,000円以上	旅行代金の 20%~旅行代金まで

(2) 当社らは電話、郵便及びファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社 らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金 の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない

場合、当社らはお申込みがなかったものとして取り扱うことがあります。 (3)旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社が 旅行契約を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。

(4) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し 込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみな します。

(5)契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければな りません

(6) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債 務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(7)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あ らかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします

(8)お申し込みの段階で、満席、満室、その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない 場合は、当社らはお客様の承諾を得て、お客様がウェイティングの状態でお待ち頂ける期限 を確認したうえで、お客様をウェイティングのお客様として登録し、予約可能となるように手 配努力することがあります。

(ウェイティングの登録は予約完了を保証するものではありません)ただし、この場合でも当 社らは「申込金相当額」を「預り金」として申し受けます。「当社らが予約が可能となった旨を 通知する前にお客様よりウェイティング登録解除のお申し出があった場合」又は「お待ち頂 ける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社らは当該「預り金」を全額払い 戻します。

(9)本項(8)の場合で、ウェイティングコースの契約は、当社らが、予約可能となった旨の通 印がお客様に到達したときに成立するものとします。

## 4. お申し込み条件

1)「18才未満」もしくは「高校生以下」の方は保護者の同意書が必要です。13才未満の方

は保護者の同行を条件とさせていただきます。 旅行の安全かつ円滑な実施のためにコースにより参加をお断りさせていただくか、同伴者などの同行などを条件とさせていただく場合があります。また、ご参加の場合にはコースの一 部について内容を変更させていただく場合があります

(2)特定のお客様を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、性 別、年令、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加を お断りする場合があります。

(3)慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっていらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障害 をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担と させていただきます。なお、この場合、医師の診断書を提出していただる場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/ 同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていた だくか、またはご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせてい

ただく場合があります。 (4)当社は、本項(1)(2)(3)の場合で当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2) はお申し込みの日から、(3)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたしま

(5)お客様がご旅行中に疾病、傷害、その他の事由により、医師の診断又は加療を必要と する状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な処置を とらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。 (6)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件

でお受けする場合があります。

(7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあ ると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。 (8)当社は、お客様が次の①から③までの何れかに該当した場合は、ご参加をお断りする

場合があります。 ①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その

他の反社会的勢力であると認められるとき。 2 公本客様が当社に参切して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当 社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(9)その他、当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合がありま

### 5. 契約書面と最終旅行日程表(確定書面)のお渡し

当社らは、旅行契約成立後、速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行 代金、その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡ししま

す。契約書面はパンフレットまたは企画書、本旅行条件書等により構成されます。 (2)本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻、場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の 前日までにお渡しします(原則として旅行開始日の7日前にはお渡しできるよう努力しますが、 年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際 にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします)ただし、 ためのです。このが、150mmのでは、

### 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支 払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降に お申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。 お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードによりお客様の署名無くして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます)や、第15項に規定する取消料、違約料、第13項に規定されている追加料金および第14項に記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード 利用日は、お客様からのお申し出がない限りお客様の承諾日といたします

# 7. 旅行代金について

参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として、満12歳以 上の方はおとな代金、国内旅行は、満4歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未 エの万はあどは代金、国の旅行は、満4歳以上(机至機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方が、海外旅行は、満2歳以上12歳未満の方がこども代金となります。その他、パンフレットで年齢条件等を明示しているものはパンフレットに明示した条件となります。(2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日と利用人数でご確認ください。(3)「旅行代金」は、第3項の「申込金」第15項(1)の①のアの「取消料」第15項(1)の②

のアの「違約金」及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広 告、パンフレットまたは企画書における「旅行代金」の計算方は、「旅行代金として表示した 金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となりま

### 8. 旅行代金に含まれるもの

- 1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃(等級の選択ができるコース と特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットまたは企画書に明示します)
- (2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程に「お客 様負担」と表記してある場合は除きます) (3)旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
- (4)旅行日程に明示した宿泊の料金及び税金・サービス料金(パンフレット等に特に別途の 記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)
- (5)旅行日程に明示した食事の料金及び税、サービス料金。
- (6)航空機による手荷物の運搬料金。

お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(国内航空機で運搬の場合はお1人様15kg ~20kg以内が原則となっておりますが、ご利用の航空会社(国内線、国際線)、等級や方面によって異なりますので詳しくは当社にお尋ねください) (7)現地での手荷物の運搬料金(一部含まれないコースがあります)ただし、一部の空港、

駅、ホテルではポーターがいない等の理由により、お客様ご自身にて運搬していただく場合

(8)添乗員同行コースの同行費用

上記費用はお客様のご都合により一部利用されなくても、原則として払い戻しはいたしませ

# 9. 旅行代金に含まれないもの

が頂(1)~(8)項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。 (1)超過手荷物料金(特定の重量、容量、個数を超える分について)

(2) クリーニング代、電話料、インターネット利用料、ホテルのボーイ、メイド等に対する心付け、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料。

(3)渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料・渡航手続代行料金)

(4)ご希望者のみ参加されるオプショナル・ツアー(別料金の小旅行)の料金。

(5)日本国内の空港施設利用料。

(6)日本国内における自宅から発着空港、港等の集合地点と解散地点までの交通費、及び 旅行開始日の前日、旅行終了日当日の宿泊費。

(7)旅行日程中の空港税等(日本国内通行税、空港施設利用料を含む)ただし、空港税等 含んでいることを当社がパンフレット等で明示したコースは除きます。

10. 追加代金と割引代金 (1)第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含 めて表示した場合を除きます)

①お1人部屋を使用される場合の追加代金。

②パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテルまたは部屋タイプのグレー ドアップのための追加代金。

③「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。

④パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。

⑤パンフレット等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する差 額運賃。 ⑥その他、パンフレット等で「〇〇〇〇追加代金」と称するもの。(ホテルにおけるストレート

チェックイン、航空会社の指定、並び座席の希望をお受けする旨パンフレット等に記載した 場合の追加代金等)

(2)第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ割引後の旅行代金を 設定した場合を除きます)

①パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを 条件に設定した1人あたりの割引代金。

②パンフレット等で当社が「早期申込割引」等と称し、指定する期日までに申込書に申込金 を添えてお申し込みされた場合の1人あたりの割引代金。

③その他、パンフレット等で「〇〇〇〇割引代金」と称するもの

# 11. 渡航手続き

ご旅行に要する旅券、査証、予防接種証明書等の渡航手続き及び確認は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社らは所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により、旅券、査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

# 12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サ・ ビスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その 他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないもの である理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更 することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いた します。

### 13. 旅行代金の額の変更

当社は、旅行契約締結後には、次の場合を除いて旅行代金及び追加代金、割引代金の額 の変更は一切いたしません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程 度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、 旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあ たる日より前にお客様に通知いたします

(2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定 めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額 だけ旅行代金を減額します。

(4)第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービ スの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋、その他の諸設備 の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更 します。

(5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記 載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更 なったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します

### 14. お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、 場合お客様は所定の事項を記入のうえ当社に提出していただきます。この際、交替に要す る所定の金額の手数料をお支払いいただきます。(既に航空券、乗船券、乗車券等を発行し ている場合、別途発券に関わる費用を請求する場合があります)また、契約上の地位の譲 渡は、当社の承諾があったときに効力を生じ、以降旅行契約を譲り受けた方がこの旅行の 契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関、 宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。 その場合 、第15項に定めた取消料の対象となります。

### 15. 旅行契約の解除、払い戻し

- (1)旅行開始前の解除
- ①お客様の解除権
- ア、お客様は下記の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除するこ とができます。旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込 金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。ただし、契約解除のお申し出は、 お申し込み店の営業時間内にお受けします。

●国内旅行				
	コース別取消料(旅行代金に対する割合)			
旅行開始日の前日より 起算してさかのぼって	日帰り	宿泊	クルーズ 及 び 航空機利用 コース	貸切 クルーズ
91日前				無料
90日前から61日前まで				10%
60日前から31日前まで				20%
30日前から21日前まで				30%
20日前から3日前まで				40%
20日前から11日前まで	無料	20%	20%	
10日前から8日前まで	20%	20%	20% 20%	/
7日前から2日前まで	30%	30%	30%	
前々日	30%	30%	30%	
前日	40%	40%	40%	50%
当日	50%	50%	50%	
旅行開始後又は 無連絡不参加	100%	100%	100%	100%

### ●海外旅行(貸切航空機を除く)

旅行開始日の前日より起算してさかのぼって		取消料
	30日前から3日前まで	20%
通常日の旅行	前々日から当日まで	50%
	旅行開始後または無連絡不参加	100%
ピーク時の旅行	40日前から31日前まで	10%
4月27日~5月6日	30日前から3日前まで	20%
7月20日~8月31日	前々日から当日まで	50%
12月20日~1月7日	旅行開始後または無連絡不参加	100%
本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約		当該船舶に係 る取消料の規 定によります

### ●貸切航空機を利用する海外旅行

旅行開始日の前日より起算してさかのぼって	取消料
90日前から31日前まで	20%
30日前から21日前まで	50%
20日前から4日前まで	80%
3日前から旅行開始後または無連絡不参加	100%

- イ. お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます
- a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるもの、そ の他の重要なものである場合に限ります。
- b. 第13項(1)に基づき、旅行代金が増額設定されたとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、 その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそ れが極めて大きいとき。
- 当社がお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日まで にお渡ししなかったとき
- e. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施 が不可能となったとき。
- ウ. 当社は本項(1)の①のアにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代 金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込 金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項(1)の①のイにより旅行 契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻し いたします
- エ. 日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危 険情報が出された場合は、当社は原則として旅行催行を取りやめます。ただし、十分な安 全処置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を 実施する場合) お客様が旅行をお取消しになられるときは所定の取消料が必要となりま
- オ. お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更につい てはご旅行全体のお取消とみなし、所定の取消料を収受します。
- ②当社の解除権

ア. お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契 約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①のアに規定する取消料と同額の

- 違約料をお支払いいただきます。
- イ. 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。 a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年令、資格、技能、その他旅行参加条件を満
- たしていないことが明らかになったとき。 b. お客様が病気、必要な介助者の不在、その他の事由により当該旅行に耐えられないと
- 認められたとき
- c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあ ると認められたとき
- d. お客様の人数がパンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅 行開始日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては13日目にあたる日より 前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。海外旅行 にあっては、23日目にあたる日より前(4/27~5/6 7/20~8/31 12/20~1/7に 旅行を開始するときは、33日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
- e. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅 行実施条件が成就しないとき。あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- f. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、 その他の当社の関与し得ない事由により、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行 の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- g. 上記fの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してく ださい」以上の危険情報が出されたとき。(ただし、十分に安全処置を講じることが可能な場 合には旅行を実施いたします。その場合のお取消料については、本項(1)の①のエにより ます)
- h. お客様が第4項の(8)の①から③までの何れかに該当する事が判明した場合
- ウ. 当社は本項(1)の②のアにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金 (あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また、本項(1)の②のイに より旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払 い戻しいたします
- (2)旅行開始後の解除
- ①お客様の解除、払い戻し
- ア、お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の 払い戻しをいたしません。
- イ. 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレット等に記載した旅行 サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能に なった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅 行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払い戻しい たします。
- ②当社の解除、払い戻し
- ア. 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を 説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- a. お客様が病気、必要な介助者の不在、その他の事由により旅行の継続に耐えられないと 認められるとき
- b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行 動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、 その他当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能になったとき。
- d. 上記cの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討して ください」以上の危険情報が出され、旅行の継続が不可能になったとき。
- e. お客様が第4項の(8)の①から③までの何れかに該当する事が判明した場合
- イ. 解除の効果及び払い戻し

本項(2)の②のアに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したた めにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料、その 他の名目で既に支払い、または支払わなければならない費用があるときはこれをお客様の 負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだにその提供を受けていな い旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該旅行サービス提供者に支払い、または これから支払うべき取消料、違約料、その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたし ます

- ウ. 本項(2)の②のアのa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに 応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- エ. 当社が本項(2)の②のアの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様 との間の契約関係は将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた 旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします

16. 旅行代金の払い戻しの時期 (1)当社は、「第13項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前15項 の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起 算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパ プレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対して当該金 額を払い戻しいたします。

(2)本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するとこ お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

# 17. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、企画旅行参加者として行動していただくとき は、自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従ってい

# 18. 添乗員

- (1)添乗員の同行の有無はパンフレットに明示します
- (2)添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては現地係員(国内バス旅行についてはバス乗務員、旅行先における施設係員)が旅行を安全かつ 円滑に実施するための必要な業務及び当社が必要と認める業務の全部又は一部を行いま
- (3)添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に 明示いたします。
- (4)添乗員の業務は、原則として8時から20時までといたします

# 19. 当社の責任

- (1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者。以下「手配代行者」といいます)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被ら れた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して 通知があったときに限ります。
- (2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったと きは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

(3)当社は、手荷物について生じた(1)の損害については、(1)の定めにかかわらず損害発 生の翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又 は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。

### 20. 特別補償

当社は、第19項(1)の定めに基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、別紙「特別補償 規程」で定めるところにより、お客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生 命、身体または手荷物に被った一定の損害について以下の通り、あらかじめ定める額の補 償金及び見舞金を支払います。

- ①死亡補償金:国内旅行 1,500 万円、海外旅行 2,500 万円
- ②後遺障害補償金:程度に応じて死亡補償金の3~100%
- ③入院見舞金:入院日数により国内旅行2万円~20万円、海外旅行4万円~40万円
- ④通院見舞金: 通院日数により国内旅行1万円~5万円、海外旅行2万円~10万円(通院 日数3日以上の場合)

⑤携帯品損害補償金:お客様1名につき15万円を限度(1個又は1対についての補償限度 は10万円)ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、磁気テープ、磁気 ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等情報機器(コンピュータおよびその端末装置等の 周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録された情報、その他の「特別補償規程」第 18条2項に定める品目については補償対象としません。

ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われていない旨 が明示された日については、当該日のお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り「当旅行参加中」とはいたしません。

- 21. 52 (30) [日 (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定 を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受 けます。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活 用し、お客様の権利義務、その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努め なければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領する ため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地におい て速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関またはお申 し込み店に申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたとき は、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由でよるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費 用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
- (5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金は

お客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は運送機関が定める金額とします。 **22. オプショナルツアーまたは「報記供** (1)当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が実施する企画旅行(以下「当社企画のオプショナルツアー」といいます)の第20項(特別補償)の 適用については、当社は主たる企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社企画 のオプショナルツアーは、パンフレット等で「企画者:当社」と明示します。

(2)オプショナルツアーの企画者が当社以外の法人(現地法人)である旨をパンフレット等で 明示した場合には、当社は当該オブショナルツアー参加中にお客様に発生した第20項で (特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき損害補償金を支払います。ま た、当該オプショナルツアーの催行に係る企画者の責任及びお客様の責任は、すべて当該 オプショナルツアーを催行する当該企画者の定め及び現地にあっては現地法令に拠りま

(3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、 その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害 に対しては、当社は第20項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任は負いませ

# 23. 旅程保証

(1)旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の 規定により、その変更内容に応じて、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金 を支払います。ただり、一旅行契約について支払われる変更補償の額は旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、 変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代 金に10(1)の追加代金を加えた合計額です。

	一件当たりの率(%)	
変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行開始 前	旅行開始 後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更。	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設 (レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更。	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更。	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更。	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更。	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更。	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室の条件の変更。	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更。	2.5	5.0

# 24. 旅行条件、旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となりま

### 25. 通信契約による旅行契約を締結するときの旅行条件

(1)当社らは、当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)などの お支払いを受けることを条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行のお申し込みを受ける場合があります。(この場合において締結する旅行契 約を「通信契約」といいます。

- (2)前(1)につき、当社らが提携会社と無署名取り扱い特約を含む加盟店契約がないなど、 または業務上の理由があるときは当社らは通信契約をお受けできない場合もあります。
- (3)通信契約の旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。
- ①通信契約の申し込みに際しては、会員は「カード名」「会員番号」「カード有効期限」「会

員連絡先」「電子メールアドレス」、その他の通信契約を締結するために必要な一切の事 項を当社らにお申し出いただきます

②通信契約は、当社らがお客様の「支払いの承諾」および「旅行条件書などの閲覧」を確 認したうえで、通信契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし、当 社らが当該契約のお申し込みを承諾する旨の通知を「電子承諾通知」(ホームページ 電子メール、ファクシミリ、テレックスまたは留守番電話など)により行う場合は、当該通 知がお客さまに到達したときに成立します。(お客様がその内容を知りえる状態になった 時をいい、お客さまが内容を了知した時ではありません) ③通信契約での「カード利用日」は、会員および当社らが募集型企画旅行契約に基づく旅

受価によれている。 行代金などの支払いまたは私戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、 後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。(お客様とカード会社との間の 代金引落日ではありません。)

④与信などの理由により会員のお申し出のクレジットカードでお支払いできない場合、当社 は通信契約を解除し、第15項の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし 当計が別 途指定する日までに現金により旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではあり ません

(1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お 客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物の紛失、忘れ物の 回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様 にご負担いただきます

(2)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際 しましてはお客様の責任で購入していただきます。

(3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4)当社が企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについ てはパンフレット等に記載している出発地(集合地)から、当該地に帰着(解散)までとなりま す。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合してから、 す。バイルには、1443年で、1450年で

等に記載の追加料金(または無料)で利用する場合は、特に記載のない限りこの部分は企

画旅行契約の範囲に含まれません。 (6)当社らの企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受け られる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず当社は第19項な

らびに第23項(1)の責任を負いません。 (7)当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名を記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合 は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社らは、お客様の交替の場合に準じて、第14項のお客様の交替手数料をいただきます。な お、運送・宿泊機関の事情により氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合も この場合には第15項の当社所定の取消料をいただきます。

27. 個人作報の取り扱いについて (1)当社及び販売店欄に記載の受託旅行業者は、旅行申し込みの際に提出された申込書 に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために使用させていただくほか、 お客様がお申し込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手 配及びそれらサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。 ※このほか、当社及び販売店では(1)会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。(3)アンケートのお願い。(4)特典サービスの提供。(5)統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用させ ていただくことがあります。

(2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメー ルアドレス等の、お客様へご連絡するにあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当 社グループ企業との間で共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のためにこれを利用させていただくことがあります。

(3)当社は、旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人 (3) 当社は、MT) だいの各様のの負荷等の使且のため、当社の保有するの各様の個人 データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及 び搭乗される航空便名、船名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付する ことによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、出発の7日前までに当社宛お申し出ください。

# 28. 募集型企画旅行契約約款について

この条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によりま

当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

当社旅行業約款は、当社ホームページからもご覧になれます。

#### 【旅行サービスについて】

### ■航空機、その他の交通機関について

○航空機、列車等のお席に関しては、前方・後方・窓側・通路側、また禁煙・喫煙席等、座席 の指定はできません。また、航空会社からの座席割り当て状況により、グループ、カップルの方でも隣り合わせとならない場合がありますので、予めご了承ください。 〇観光及び空港~ホテル間の送迎バスは、他のツアーのお客様とご一緒になる場合があり

ます。また、人数により普通車を利用する場合や、運転手がガイドを兼ねる場合がありま

#### ■宿泊について

○ホテルの部屋割りに関してはできる限り公平を期しておりますが、特にお約束した場合を除き、現地の事情により階層、部屋の向き、タイプ、調度品等、必ずしも同一でない場合が あります。

○グループでご参加の場合でも、隣またはお近くの部屋をご用意できない場合があります。

### ■お食事について

〇日程表に明示したお食事に関しては、基本の食事代金、税金、サービス料を含みます。 ただし、お客様が個人的に追加で注文した飲食物の代金、税金及びチップ等はお客様の負担となります。

○客船でのクルーズ、一流レストランを利用する場合は、ドレスコードにより服装が指定され ます。レストラン等の利用については、男性は上着とネクタイの着用、女性もそれに準じた服 装を求められる場合があります(Tシャツ、ジーンズ、スニーカー、サンダル等での入店は断 られる場合があります)

〇一流レストランやディナーショー、シアター等ではお子様の入場をご遠慮いただく場合が あります。

### ■航空券、乗船券、クーポン券のお渡しについて(添乗員が同行しない場合)

〇航空券、乗船券、クーポン券をお渡しした場合は、お客様ご自身で管理してください。使用 方法については、クーポン券添付の説明書をお読みください。

#### ■お客様の希望による旅行内容の変更等

〇当社は、お客様の希望による旅行内容の変更、追加手配等は、あらかじめ旅行条件に定 められたもの以外お受けしません。

### ■保健衛生について

○旅行先、渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ https://www.forth.go.jp/ でご確認ください。

#### ■海外危険情報について

○渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等で、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店より「海外危険情報に 関する書面」をお渡しします。また、外務省「海外安全ホームページ」でもご確認ください。 https://www.anzen.mofa.go.jp

#### ■安全な旅行のために特にご注意ください

○ 及旅行品によっては、その国の法令、習慣により、日本とは異なった行動規制がある場合があります。日本では些細なことでも、国によっては厳罰に処せられることもありますので、

現地係員の案内、指示にご注意ください。 ※パスポート(旅券)の保管についての注意 〇パスポートは旅行中の身分を証明する大切なものです。お客様自身の責任で管理いただ くようお願いします。当社、又は当社の係員、添乗員はお客様のパスポートをお預かりする ことはありません。

〇クレジットカード利用のお勧め

海外では、日本国内に比べて盗難事故等が多いため、所持する現金は最小限にされて、ク レジットカードの利用をお勧めします。

※クレジットカードをご利用の場合は、お客様の目の前でカード処理されるよう必ず確認くだ さい。また、ご署名前に明細書を確認ください。

### ■環境保護のために

自然鑑賞、自然観察を目的とした旅行では、自然保護、生態系保護のため、国際的な取り 決め等による種々の行動規制があります。貴重な自然環境維持のため、現地係員の指示、 注意をお守りください。



旅行企画•実施: 株式会社アンビ・ア アンビ・ア ツアーズ 〒425-0027 焼津市栄町2-2-21 TEL054-620-7725 観光庁長官登録旅行業 第1種 第638号

2024.12